

令和6年度 第16回庁議要旨

日時：令和6年11月19日（火）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 公益通報制度の見直しについて（総務部）

本市の下水道工事に係る官製談合事件について、本年10月10日、仙台地方裁判所において職員2名に有罪判決が言い渡され、同月21日付けで懲戒免職処分となった。

同事件を受け本年4月22日に石巻市官製談合再発防止検討委員会を設置し、事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証、行政課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を進めている。

再発防止策の一つとして、内部の職員等からの通報において、通報者の範囲拡大、匿名通報の受付、外部受付窓口の設置、特定要求行為の明文化を行うもの。

また、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」を踏まえ、外部の労働者などからの公益通報に対応する「外部公益通報窓口」を新たに設置するもの。

(1) 主な内容

公益通報制度の見直しに伴い、現行の信頼される市政のためのコンプライアンス条例（以下「コンプライアンス条例」という。）の改正部分が広範囲にわたり、かつ、規定の追加、削除、文言整理等を大幅に行う必要があることから、同条例の全部改正を行う。

【現行の公益通報制度】

ア 内部の労働者等からの通報（実名）

コンプライアンス委員会（事務局：総務部総務課）あて通報可（「実名」による通報のみ）

【見直し内容（公益通報制度ほか）】

現行の公益通報制度（内部の労働者等からの通報（実名））に加え、新たに次の制度を実施する。

ア 公益通報制度

① 内部の労働者等からの通報（匿名）

通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行う。（客観的に証明できる資料等がある場合に限る。）

また、通報者の範囲を拡大し、市と請負契約を締結している事業従事者、指定管理の事業従事者、市に役務提供している派遣等労働者（いずれも1年以内の退職者を含む）を新たに追加する。

② 内部の労働者等からの通報（実名・匿名）の外部受付窓口設置

通報者の通報保護に対する不安解消等、より通報しやすい環境整備のため、新たに外部受付窓口を設置する。

③ 外部の労働者等からの通報（実名・匿名）

市が権限を有する処分、勧告等のうち、外部事業者（民間事業者）の法令違反等について、外部の労働者等から公益通報を受け付ける窓口を新たに設置する。

(通報受付窓口：コンプライアンス委員会事務局（総務部総務課内）)

イ 特定要求行為に関する対応

今回、事件の再発防止策と合わせて、現行規定の「不当要求行為等」を「特定要求行為」及び「不当要求行為」として新たに規定し、明確化する。

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に信頼される市政のためのコンプライアンス条例の全部を改正する条例について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）

2 石巻地区広域行政事務組合理約の変更について（保健福祉部）

石巻地区広域行政事務組合が平成21年度にPFI事業で整備した養護老人ホーム万生園について、これまで施設整備費相当額の分割払いを石巻市、東松島市及び女川町が負担し、同組合による施設設置者へのモニタリング事務を行ってきたが、令和7年4月をもって支払が完了することにより、モニタリング事務が終了することから、同組合の規約変更が必要となっているほか、併せて、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還について規定するとともに、文言の修正を行うため、同組合の構成団体において協議を行うこととなった。

石巻地区広域行政事務組合理約を変更するもの。

(1) 主な内容

規約中、以下の変更を行う。

ア 第3条（共同処理する事務）において、モニタリング事務に係る規定を削除するほか、別表第1中の老人ホーム負担金に係る部分を削除する。

イ 第12条（経費の支弁方法）において、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還について規定する。

ウ 別表第1中消防負担金の負担割合から「常備消防費」を削除する。

(参考)

養護老人ホーム万生園の建設費相当額のうち2市1町が負担すべき額：1,082,400千円

令和7年4月時支払内訳見込額（建設費から県補助金除く）

石巻市 827,319千円

東松島市 197,661千円

女川町 48,869千円

財政調整基金 8,551千円（平成22年度）

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に石巻地区広域行政事務組合理約の変更について提案
議決抄本及び協議書を石巻地区広域行政事務組合へ提出

令和7年 1月 宮城県知事による許可

4月 石巻地区広域行政事務組合によるモニタリング事務終了

5月 石巻地区広域行政事務組合理約の一部を変更する規約施行

(施行予定年月日：令和7年5月1日。ただし、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還に係る規定並びに「常備消防費」の削除については、知事の許可のあった日から施行)

3 石巻市こども計画（第3期石巻市こども・若者未来プラン）の策定について（保健福祉部）

本市ではこれまで少子化対策として、国の策定した関係法令等に基づき、平成27年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、2期にわたって各事業の推進に取り組んできたが、令和6年度をもって現計画期間が終了する。

全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、子どもや子育て家庭を取り巻く複雑化・多様化する課題の解決のために、さらなる対策が求められている。

令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、また同年12月には、「こどもまんなか社会」を目指した「こども大綱」が閣議決定され、これまで以上に、こども・若者・子育て当事者等の声や意見、視点を踏まえた計画の策定が必要となっている。

現計画を継承・発展させるとともに、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「石巻市こども計画（第3期石巻市こども・若者未来プラン）」を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 計画策定の趣旨

少子化の進行や子育て家庭を取り巻く複雑化・多様化する課題の解決に向け、こども大綱等を踏まえた、当該こども施策の対象となるこども等の意見を反映させるための多様な取組を講じること、で、「石巻らしさ」も取り入れながら、「こどもまんなか」の視点で、こども施策を総合的かつ強力に推進することを目的に策定するもの。

イ 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱等を勘案して本市におけるこども施策について定めるもの。また、同条第5項の規定に基づき、下記のこども施策に関連する事項を定める計画を包含した一体な計画として策定する。

■包含する計画

① 市町村子ども・子育て支援事業計画 ② 市町村次世代育成支援行動計画 ③ 市町村における子どもの貧困対策計画 ④ 市町村子ども・若者計画

ウ 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

エ 計画の基本理念

【基本理念】

こどもの権利を柱に、地域全体でこどもの育ちを見守り、支える
「こども・子育てにやさしいまちづくり」

【キャッチフレーズ】

わたしが主役！ みんなが主役！ 声を聴き ともに進める まちづくり
～自分らしく、笑顔あふれるいしのまき～

オ 基本視点

基本理念の実現に向け、以下の3つの視点を基本としながら、計画を推進する。

【基本方針３】

市民の力・地域の資源を活かした歩きたくなるまち

目標：中心市街地の回遊の性向上

指標：歩行者・自転車通行量（１８地点）

(2) 今後の予定

令和６年１２月 パブリックコメント実施

内閣府に素案を提出

令和７年 ２月 内閣総理大臣認定申請

令和７年 ３月 内閣総理大臣認定予定

５ あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（産業部）

石巻市管理の第一種漁港である前網漁港区域内の一部について、市域に加えていない土地が存在していた。

現在は物揚場として利用されており、そのうち４４番地先の白地（３８４．８０㎡）は旧牡鹿町が埋立免許を取得し、竣功認可（昭和５７年９月１０日宮城県指令第４４９７号）を受けていたものの、境界確定が未実施のため表題登記がされていなかった。

また、３６番地先の白地（１，０４０．５８㎡）は埋立免許を得ずに造成した無願埋立地であったが、令和６年１０月、埋立地が公共的に利用されていること等を鑑みて原状回復義務を免除する旨の公告を宮城県が行ったことから、あらたに生じた土地の確認が可能となった。

あらたに生じた土地を確認し、市域に加えるもの。

(1) 主な内容

【市域編入区域】

新規追加区域：石巻市前網浜前網４４番地に隣接する公有水面埋立地 ３８４．８０㎡

石巻市前網浜前網３６番地に隣接する公有水面埋立地 １，０４０．５８㎡

(2) 今後の予定

令和６年１２月 市議会第４回定例会にあらたに生じた土地の確認及び町(字)の区域変更について提案

【報告事項】

１ 産業競争力強化法の改正に伴う石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の整理について（産業部）

石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例については、信用保証協会が産業競争力強化法の規定に従って求償権を放棄又は譲渡しようとする場合に本市においても当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄する要件を定めている。

令和６年６月、産業競争力強化法の一部が改正されたことにより、本条例を見直す必要が生じた。

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

産業競争力強化法の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改める。

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正について提案
(施行予定年月日：公布の日から施行)

【その他】

以上